保発 1020 第 58 号
令和８年 10 月 20 日

日本産婦人科医会　会長　殿

厚生労働省保険局長
（公　印　省　略）

「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」の一部改正について
（周知依頼）

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」（平成 23 年１月 31 日保発 0131 第２～４号）の別添１「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」及び別添２「「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱」の一部を別添のとおり改正し、本日より適用することとしましたので、貴団体におかれましては、その内容について御了知いただくとともに、会員、関係者等に対し周知等いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。